別表第十一に3・2・の表記号の欄中「α_{sp}」を「α_{sp}」に改め、同表Fの項及びkrの項を削り、同表

中

k_{Dr}	—	下方調整係数
k_{Ur}		上方調整係数

を

k_{Dr}	g／kWh	加法の下方調整係数
k_{Ur}	g／kWh	加法の上方調整係数
k_{MDr}	—	乗法の下方調整係数
k_{MUr}	—	乗法の上方調整係数

に改める。

別表第十一に6・6・1・ホ「ＮＲＴＣモード試験中に」を「ディーゼル特殊自動車８モード法（RMC試験サイクルにより実施するものに限る。）による試験中又は暖機状態でのＮＲＴＣモード法による試験中に」に、「３回以上の暖気状態でのＮＲＴＣモード試験」を「ディーゼル特殊自動車８モード法（RMC試験サイクルにより実施するものに限る。）による試験又は暖機状態でのＮＲＴＣモード法による試験を３回以上」に改め、「行うものとする。」の下に「この場合において、暖機状態でのＮＲＴＣモード法による初回の試験は、7. 8. 2. 1. に基づきエンジンを暖機し、7. 4. 2. に基づきソークして実施するものとし、暖機状態での２回目以降のＮＲＴＣモード法による試験は、7. 4. 2. に基づきソークして実施するものとする。」を加え、「試験中に十分な時間生じており、」を「、試験中の十分な時間において生じており、かつ、」に、「±15%」を「±25%又は0.005ｇ／kWhのいずれか大きい方」に改める。

別表第十一に6・6・2・ホ「ディーゼル特殊自動車８モード試験」を「ディーゼル特殊自動車８モード法（ディスクリート試験サイクルにより実施するものに限る。）による試験」に、「３回以上の暖機状態でのＮＲＴＣモード試験で」を「ディーゼル特殊自動車８モード法（RMC試験サイクルにより実施するものに限る。）による試験又は暖機状態でのＮＲＴＣモード法による試験を３回以上」に、「ＮＲＴＣモード試験中」を「ディーゼル特殊自動車８モード法（RMC試験サイクルにより実施するものに限る。）による試験中又はＮＲＴＣモード法による試験中」に、「ＮＲＴＣモード試験１回以上」を「ディーゼル特殊自動車８モード法（RMC試験サイクルにより実施するものに限る。）による試験中又はＮＲＴＣモード法による試験中１回以上」に、「ＮＲＴＣモード試験を実施するものとする」を「ディーゼル特殊自動車８モード法（RMC試験サイクルにより実施するものに限る。）による試験又はＮＲＴＣモード法による試験を実施し、エンジンを停止することなく測定を継続することにより、当該試験における平均値を計算するものとする。再生が試験中に完了した場合にあっても、ディーゼル特殊自動車８モード法（RMC試験サイクルにより実施するものに限る。）による試験又はＮＲＴＣモード法による試験を続けるものとする」に、「頻度（F）」を「頻度として再生が生じる試験回数」に、「連続した暖機状態でのＮＲＴＣモード試験」を「ディーゼル特殊自動車８モード法（RMC試験サイクルにより実施するものに限る。）又は連続した暖機状態でのＮＲＴＣモード法」に、「複数回の暖機状態でのＮＲＴＣモード試験」を「複数回のRMC試験サイクル又は暖機状態でのＮＲＴＣモード法の試験サイクル」に、「ＮＲＴＣモード試験を１回、再生試験直後にＮＲＴＣモード試験」を「ディーゼル特殊自動車８モード法（RMC試験サイクルにより実施するものに限る。）による試験又は暖機状態でのＮＲＴＣモード法による試験を１回、再生試験直後にディーゼル特殊自動車８モード法（RMC試験サイクルにより実施するものに限る。）による試験又は暖機状態でのＮＲＴＣモード法による試験」に、「$\bar{e}_w=\bar{e}_r\cdot F+(1-F)\cdot\bar{e}$」を「$\bar{e}_w=\dfrac{n\cdot\bar{e}+n_r\cdot\bar{e}_r}{n+n_r}$」に、「F　：再生が生じている期間中の試験の割合についての再生の頻度［—］」を「$\begin{matrix}n\\n_r\end{matrix}$　：再生が生じていない試験
：再生が生じている試験の回数（１以上）」に、「試験からの平均排出率」を「場合の平均排出率」に、「係数k_r」を「係数」に、

「$k_r=\dfrac{\bar{e}_w}{\bar{e}}$（乗法調整係数）
又は、
$k_{Ur}=\bar{e}_w-\bar{e}$（上方調整係数）
$k_{Dr}=\bar{e}_w-\bar{e}_r$（下方調整係数）」

を

「乗法
$k_{MUr}=\dfrac{\bar{e}_w}{\bar{e}}$（上方調整係数）
$k_{MDr}=\dfrac{\bar{e}_w}{\bar{e}_r}$（下方調整係数）
加法
$k_{Ur}=\bar{e}_w-\bar{e}$（上方調整係数）
$k_{Dr}=\bar{e}_w-\bar{e}_r$（下方調整係数）」

に、「上方調整係数は、」の下に「乗法で算出する場合にあっては」を加え、「排出率に加えられる」を「排出率に乗じることとし、加法で算出する場合にあっては再生が乗じていない全ての試験において測定した排出率を加えることとする」に、「再生で生じている全ての試験において測定した排出率に加えられる」を「乗法で算出する場合にあっては再生が生じている全ての試験において測定した排出率に乗じることとし、加法で算出する場合にあっては再生が生じている全ての試験において測定した排出率を加えることとする」に、「重み付けされたＮＲＴＣモード試験」を「重み付けされたディーゼル特殊自動車８モード法（RMC試験サイクルにより実施するものに限る。）による試験又はＮＲＴＣモード法による試験」に、「再生が生じた場合は、冷機状態であるＮＲＴＣモード試験」を「再生が生じる場合は、ディーゼル特殊自動車８モード法（RMC試験サイクルにより実施するものに限る。）による試験及び冷機状態であるＮＲＴＣモード法による試験」に改める。

別表第十一に6・9・の次に次を加える。

6. 10.　ブローバイ・ガス

大気開放するブローバイ・ガスを測定する場合にあっては、次に掲げるところにより当該ガスを排気装置に引き込むこととする。

(a)　配管材料は、壁面が滑らかで、導電性があり、ブローバイ・ガスと反応しないものとし、配管長さは可能な限り短いものとする。

(b)　試験室におけるブローバイ・ガス配管の曲げ箇所の数を最小にするとともに、当該曲げ箇所の半径は可能な限り大きくするものとする。

(c)　試験室におけるブローバイ・ガス配管は、エンジン製造者が設定したクランクケース背圧の仕様に適合するものとする。

(d)　試験室におけるブローバイ・ガス配管は、希釈しないエンジン排気に接続すること。この場合において、ブローバイ・ガス配管は、すべての後処理装置及びすべての排気抵抗装置の下流に接続するとともに、サンプリングの前にブローバイ・ガスとエンジン排気の完全な混合を確実にするために、すべてのサンプルプローブの十分上流に接続するものとする。ブローバイ・ガス配管は、境界層効果を避け、混合を促進するために、希釈する前のエンジン排気の流れの中に延長するものとする。ブローバイ・ガス配管の排出口は、希釈する前のエンジン排気の流れに対して、どのような向きであってもよいものとする。

別表第十一に7・1・ホ「並びに黒煙濃度」を加える。

別表第十一に7・2・1・3・を次のように改める。

7. 2. 1. 3.　組み合わせサンプリング

サンプリングは、連続サンプリングとバッチサンプリングを任意に組み合わせても良い。排出物を測定するための試験手順について図7. 1に示す。